

# 令和 4 (2022) 年度 事業計画

令和 4年 4月 1日から

令和 5年 3月 31日まで

公益財団法人 日本尊厳死協会

東京都文京区本郷二丁目 27 番 8 号

## 日本尊厳死協会の活動

日本尊厳死協会は、「終末期における医療の選択の権利を守ることができる社会の実現をめざして、リビング・ウィルの理解と普及をはかり、ひろく市民の人権の確立とその尊重に寄与する。」という基本的な考えを実現するための活動を推進しています。

## 令和 4(2022)年度 事業計画

### 事業の趣旨

2025年には、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる人たちが75歳以上の後期高齢者となり、超高齢多死社会を迎える。おひとり様の増加、つながりの希薄化及び認知症患者の増加等の問題が顕在化し、一人ひとりが「最期をどうしたいか」を考え、実現する仕組みが必要であることから当協会が果たすべき役割はますます重要になっている。

その中で、依然としてコロナ禍の収束時期の見通しは立たず、コロナ禍後の展望も立てにくく、講演会等が中止を余儀なくされると予想される。これらからウィズコロナを前提としたオンライン講演会やセミナー及び動画での配信並びにメディアを活用するなど工夫を凝らした多様な活動を展開し、その成果・実績を確実にあげていきたい。

加えて、令和3年11月理事会で、創立50周年に向けた新体制を構築すべく、定款の改定、協会リビング・ウイルの改定決議と4部会(①普及啓発活動、②学術調査研究、③メディアを中心とした広報活動、④会員サービスの充実)を立ち上げた。4部会は、令和4年1月から15のプロジェクトチームに分かれて検討を開始しており、当年度末に向けて着実に成果がでるよう取り組んでいく。

### 1. 普及啓発事業

- (1) 普及活動は、オンラインでの取り組みを積極的に行う。従来型講演会スタイルでの開催、動画での配信、さらにリアルとオンラインを併用したハイブリット開催を状況に応じて使い分け、「リビングウイル」の必要性を広く呼び掛けていく。さらに、ラジオやテレビの出演等メディアを利用した広報活動を拡大する。
- (2) 令和3年度から開始した「小さな灯台プロジェクト」事業は、令和元(2019)年度と令和3(2021)年度の「ご遺族アンケート」情報も取り込み、最終的な医療・ケアの判断する材料の提供数を増やす。
- (3) リビングウイル医療電話相談、ご遺族アンケート等の事業はこれまでどおり実施する。

### 2. 登録管理事業

令和3年12月に稼働した次期会員管理システムでは、マイページ機能による会費払込方法の拡大と各諸届のWEB化により会員の利用頻度を上げるとともに本部事務局の請求・入金業務の効率化を図る。(二次開発では、協会リビング・ウイル改定に伴うシステム改修、既存の紙会員からマイページ会員への移行システム開発等)

### 3. 調査研究・提言事業

- (1) 本部と支部での日本リビングウイル研究会開催は、これまでどおり実施する。
- (2) 東大医学部老年内科との共同研究「人生の最終段階における臨床経過について」が2年目に入

る。人生の最終段階における機能低下のパターン等の臨床経過を明らかにするため、前年度同様、リビングウイール受容協力医師へ臨床経過アンケート実施を行い、臨床結果の収集を行う。

- (3) 提言事業は、尊厳死の法制化を目指す「終末期における本人意思の尊重を考える議員連盟」への働きかけを再開し、議連役員や各党役員との議論を深め、有効な提言を発信していく。

#### 4. 管理部門

- (1) 令和2年11月開催の理事会で決議された「「ウイズコロナ」時代の法人業務の見直し」については、対象部署と対応をとりながら引き続き進める。
- (2) 協会内で実施されている各種会議、情報交換及び出張等はWEBに切替、コスト削減に努める。

## 公益目的事業

### I. 普及啓発事業

市民へのリビング・ウイル(終末期医療における事前指示書)の普及啓発と適正な理解を深める事業

#### 1. 普及啓発活動

- (1) リビング・ウイルの普及啓発と正しい理解を深める活動として、支部は、講演会を年 30 回(前年度 1 月末実績 9 回)、セミナーは年 100 回(前年度 1 月末実績 37 回)及び出前講座は年 40 回(前年度 1 月末実績 21 回)を予定している。コロナ禍への対応として、オンラインでの取り組みを積極的に行う。
- (2) 令和 3 年度に実施したラジオ番組と支部長による地方テレビ局等マスメディアを使った広報活動を積極的に導入する。
- (3) 大学医学部、看護学校、医療専門学校、高校等に対して講義用の教材等の提供、高齢者施設や葬祭業者等へ協会書籍や協会 DVD の寄贈を継続して行い、リビングウイルの必要性を説く。

#### 2. 受容協力医師の拡大

- (1) 地元医師会、在宅医療・緩和ケアに従事する医師、既存受容協力医師及び会員とご遺族等に、協会の「リビング・ウイル制度」に協力いただける受容協力医師をご紹介してもらう活動を継続して行う。新規増員数 1,000 名を目標に 3,000 名体制を目指す。
- (2) 受容協力医師になられた医師へ、リビング・ウイルに関する情報発信、講演会やセミナーへの講師や参加を要請する。さらに、「小さな灯台プロジェクト」や東大医学部老年内科との「人生の最終段階における臨床経過について」のアンケート等、受容協力医師との連携に繋げる。

#### 3. 会報誌

- (1) 機関誌である会報誌は、年 4 回刊行を継続する。著名人や医療関係者インタビュー記事、講演会開催予定・報告、医療相談の内容等を掲載して誌面を充実させる。併せて、「LW の広場」では、会員へ投稿や写真の募集を行い、読者目線で作成する。
- (2) 会報誌には、11 月改定予定の「協会リビング・ウイル」を掲載し周知を図る。さらに、「私の希望表明書」も毎号掲載し、必要に応じて繰り返し書き直すよう周知する。
- (3) 会報誌は、講演会や出前講座先等で無料配布、病院待合室等へ設置、ホームページでも閲覧できる等多方面に配布し、当協会の事業、活動のより一層の周知を図る。

#### 4. ホームページ、小さな灯台プロジェクト事業

- (1) 終末期医療に関する最新情報、リビング・ウイルの重要性や必要性を発信していく。支部ページには、講演会やセミナー開催予定を告知する。報告資料として動画配信も取り入れる。
- (2) 「小さな灯台プロジェクト」事業は、終末期医療に関する様々なケースをデータベース化し、

利用者が最終的な医療・ケアの判断材料とする情報である。令和3年度は令和2年1月～12月を対象として84件掲載した。当年度は、令和元年と令和3年も対象に加え、3年計約200件の掲載を目指す。

## 5. 出版

- (1) 平成31(2019年1月)に刊行したブックマン社の「日本尊厳死協会のリビングウイルノート」が11月予定で改定する。当協会は引き続き監修を行う。
- (2) 「リビング・ウイルガイド」は、リビングウイル普及啓発や理解を深める初心者向け情報として、これまで有料(200円)としていたが、11月予定の「リビングウイル—終末期医療における事前指示書—」の改定に併せて無償化とする。
- (3) 平成25年(2013年3月)に刊行した「新・私が決める尊厳死「不治かつ末期」の具体的提案」の第5刷在庫が少なくなり、同書籍の改定有無と増刷を議論したが、経年により筆者に亡くなった方もいることから絶版とする。
- (4) 令和3(2021)年度に刊行予定であった「日本尊厳死協会の人生最後の相談(仮称)」は、ブックマン社が刊行を中止したため、協会も刊行を見送ることとした。その代わりとして、「眠るように死ぬこと(仮)」の刊行する企画・準備に入る。内容としては、10人の筆者による理想の死に方について語るアンソロジーを想定している。

## 6. 普及啓発部会、広報メディア部会

- (1) 4部会の中の普及啓発部会では、①支部単位普及活動、②ファシリテーター養成、③リビングウイル受容医師拡大、④小さな灯台プロジェクトの4つのプロジェクトチームに分かれて検討を開始する。
- (2) 広報メディア部会では、①マスコミ・国会活動、②SNS、③出版・動画・映画の3つのプロジェクトチームに分かれて検討する。

## II. 登録管理事業

会員自らの終末期意思を書面で表明した「リビング・ウイル(終末期医療における事前指示書)」の登録と管理を行う事業

### 1. 会員登録管理、問合せ

#### (1) 会員登録

本部では、入会登録希望者からの会員登録を行い、会員の意思を明確にする必要性から大切に保管・管理を行う。また、必要に応じて、会員証、リビング・ウイル(終末期医療における事前指示書)の再発行や医療機関等からの登録会員有無等の問合せに対応する。当年度の新規入会登録数は年5,000名を目指す。

## 2. WEB マガジン

- (1) 会報のメルマガ配信は継続する。併せて、同一世帯の会報のうち、1部はメルマガとなるよう会報、ホームページ等で告知する。郵送費のコスト削減に繋げる。
- (2) メルマガにて、講演会、セミナー及び研究会開催等の情報を発信するなど、コンテンツの充実を図る。

## 3. 次期会員管理システム

- (1) 令和3年12月に稼働した次期会員管理システムは、マイページ機能による会費払込方法の拡大と各諸届のWEB化により会員の利用頻度を上げるとともに本部事務局の請求・入金業務の効率化を図る。二次開発では、①従来の紙ベース会員からマイページ会員へ移行できるシステム開発、②同システムで受容協力医師情報データを管理する、③会員証へQRコードが印字できるプリンターの購入がある。
- (2) 4つの部会の中の会員管理・サービス部会では、①リビングウイルのデジタル化など入会方法の検討、②会員種別や会費の1本化などの会費徴収方法、③医療相談・電話相談と医療以外の相談について検討を開始する。

## 4. 新入会者への対応、退会者への対応

- (1) 新規会員へは、冊子「リビング・ウイルガイド」と直近の会報を送付し、リビングウイルに関する情報提供を速やかに行う。
- (2) 退会予備軍、退会者への対応として、会員の転居先不明、会費の3年未納及び郵便物3回戻り分は、電話連絡での移転先住所確認の他、逐次、携帯電話番号やメールアドレス情報の入手拡充を継続し、退会件数の減少に努める。

## III. 調査研究及び提言事業

国内外の終末期における医療のあり方・選択、リビング・ウイル等に関する調査、研究及びこれらの情報・研究に基づいて社会への提言を行う事業

### 1. 調査研究活動

- (1) 本部と支部では、リビングウイル研究会を開催する。
- (2) 東京大学大学院医学系研究科老年病学と協会は、「人生の最終段階における臨床経過について」の共同研究を継続して実施する。人生の最終段階における機能低下のパターン等の臨床経過を明らかにすることを目的に、昨年同様、協会リビングウイル受容協力医師へ臨床経過のアンケート実施を行う。

- (3) 協会が加盟している世界組織「死の権利協会世界連合」(オブザーバーを含め世界 26 ヶ国、52 団体)から海外からの終末期医療等に関する最新の動向を入手し、ホームページにて情報提供を行う。今年度の大会は、令和 4(2022)年 11 月にカナダのトロントにて開催予定である。協会からは、岩尾理事長、野元副理事長(世界連合理事)、北村専務理事及び宮本北海道支部長が参加予定である。会場での研究発表、シンポジウムに参加する。
- (4) 登録会員のご遺族等から収集した「ご遺族アンケート」の集計結果は、会報 4 月号に掲載する。さらに、ご遺族アンケート情報は、「小さな灯台プロジェクト事業」にも取り入れる。
- (5) 市民からの専門的な医療に関わる多様な迷い悩みをお聴きする「LW 電話医療相談」(0120-979-672)は、週 3 日(月・水・金午後)に行い、相談者の立場にたったきめ細やかな助言と必要な情報を提供する。年間集計結果は、会報 7 月号に掲載する。
- (6) 4 部会の中の学術調査研究部会では、①学術調査・学会・研究会発表、②世界連合、海外の事情、③厚生労働省研究費 PT、④協会ライブラリーPT に分かれて検討する。

## 2. 提言活動

- (1) 終末期医療に関わる諸問題について、協会見解をホームページやメディア向けプレスリリース等で必要に応じて発信する。さらに、国内、海外問わず、協会事業に関わる報道内容に誤りがあれば誤解を解いていきたい。
- (2) 尊厳死の法制化を目指す「終末期における本人意思の尊重を考える議員連盟」の活動が休止している。国民の納得する終末期医療に変容することを期待し、議連での活動再開に向けての働きかけ、各党勉強会へ参加し、協会活動や法制化の必要性の理解に努める。

## IV. 組織運営

### 1. 法人業務の見直し

2020 年 11 月の理事会で承認された「ウイズコロナ」時代の法人業務の見直し」に基づき、デジタル化、支部間接業務の本部集約化等を図る。その目的達成に向け、デジタル化担当の継続雇用、本部に支部・県組織の活動をサポートする要員を雇用する。

### 2. 役員、支部理事等の専門性・多様性(性別・年齢別)の精査と検討

協会活動に必要な専門性・多様性等を精査して、事業運営に必要な人材に参加を求め、各種委員会等を含めた活動を活発化させる。

### 3. 財務基盤の強化

当協会への寄付金拡大に向けて、イメージの在り方について引き続き企画・検討を行い、経営の安定化を図る。

## 参 考

### 会議

#### 1. 評議員会

定時評議員会は、令和4年6月に開催する。必要に応じて臨時評議員会を開催する。

#### 2. 理事会

定例理事会は、令和4年5月、同年11月、令和5年3月に開催する。必要に応じて臨時理事会を開催する。

#### 3. 支部長会

支部長会は、必要に応じ開催する。理事会での決議報告事項、支部で集約された要望や意見等について意見交換を行う。

#### 4. 理事会諮問会議

4部会(支部普及啓発活動、学術調査研究、広報・メディア、会員管理・サービス)は、必要に応じて会議を開催する。

#### 5. その他

その他の会議は、事業実施上の諸問題、懸念事項等について必要に応じて開催する。

以上